

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示の一部改正 (会計課)	265
○令和8年度8・9・11月及び3・4月自衛官の募集 (自治振興課)	〃
○京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (地域福祉推進課)	267
○特定農業用ため池の指定解除 (山城広域振興局)	〃
○豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (林業振興課)	〃
○公共測量の終了 (用地課)	269
○道路の区域変更 (中丹東土木事務所)	〃
○道路の供用開始 (〃)	270
○河川区域の変更による廃川敷地等 (京都土木事務所)	〃
○地方自治法に基づく収納事務の委託 (教育庁高校教育課)	〃
公 告	
○京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書の概要等 (環境管理課)	271

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (中丹広域振興局)	272
○特定漁港漁場整備事業計画(舞鶴地区)の案の縦覧 (水産課)	273
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (南丹広域振興局)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	274

教育委員会

○一般競争入札の実施	275
------------	-----

選挙管理委員会

○政治団体の設立	278
○政治団体届出事項の異動	〃
○政治団体の解散	280
○政治団体の収支報告書の要旨	〃
○資金管理団体の指定	283
○資金管理団体届出事項の異動	〃
○資金管理団体の指定の取消し	〃

人事委員会

○京都府人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則	284
-------------------------	-----

告 示

京都府告示第261号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示(令和6年京都府告示第374号)の一部を次のように改正する。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表京銀カードサービス株式会社の項及び京都クレジットサービス株式会社の項中

京都市町村連携型ふるさと納税

ドナルド・マクドナルド・ハウス京都開設資金寄附金

を

京都市町村連携型ふるさと納税

に改める。

京都府告示第262号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和8年度8・9・11月及び3・4月自衛官の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

- ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38
（電話（075）803-0820）
URL <https://www.mod.go.jp/pc/kyoto/>
Email recruit1-kyoto@pc.mod.go.jp
- イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181（第5キョートビル1F）
（電話（075）361-5587）
- ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412（シエモア河原町1F）
（電話（075）221-3266）
- エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9（春風堂ビル1F）
（電話（0773）23-0416）
- オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190
（電話（0773）63-3272）
- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5（S.C OKUBOビル202号室）
（電話（0774）44-7139）
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26
（電話（0771）24-4170）
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975（ミックビル1F）
（電話（0772）64-2498）

3 試験科目

筆記試験（国語、数学、地理、歴史及び公民）、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

筆記試験・適性検査（WEB方式）			口述試験・身体検査	
受付期間※2	筆記試験・適性検査期日	試験・検査会場	口述試験・身体検査期日	試験・検査会場
令和8年6月3日（水）まで（必着）	令和8年6月8日（月） ・令和8年6月9日（火） のいずれか1日	任意の場所	令和8年6月12日（金）	陸上自衛隊宇治駐屯地（宇治市）
			令和8年6月16日（火） ・令和8年6月17日（水） のいずれか1日	海上自衛隊舞鶴教育隊（舞鶴市）

※1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで（必着）

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
（電話（075）803-0820）

京都府告示第263号

京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱（令和元年京都府告示第363号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護テクノロジー等定着支援事業実施要綱（令和7年4月9日付け老発0409第20号厚生労働省老健局長通知）」を「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー等定着支援事業実施要綱（令和8年4月7日付け老発0407第3号厚生労働省老健局長通知）」に改める。

第2条第1項中「4の(1)のア及びイ」を「4の(1)のア、イ及びウ」に改める。

別表の1の項中「4分の3」を「5分の4」に改め、「(表4を除く。)及びウ」を削り、同表の3の項中「45万円」を「48万円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年5月15日から施行し、この告示による改正後の京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金から適用する。

京都府告示第264号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定解除年月日
長谷池	相楽郡南山城村大字童仙房小字東長谷114の1	令和8年5月15日

京都府告示第265号

豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改め、同条第2項中「別記第1号様式に定める」を「前項の」に改める。

第5条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条第1項中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

別表の1の項中「地域とつくる安心・安全な森整備事業」を「集落の森安心・安全創造事業」に、「保安林」を「山地災害危険地区（山地災害危険地区調査要領（昭和53年7月17日53林野治第1817号）に基づく調査により危険度がA、B又はCと判定された地区をいう。）に存する森林」に、「流木の発生原因となる木竹、」を「災害等により倒木若しくは流木となるおそれのある木竹の伐採及び撤去又は」に改め、同表の2の項中

「 2 豊かな森づくり総合 対策事業 (1) 次世代につなぐ森 づくり事業（京の木 生産の森再生事業）」	を	
「 2 次世代につなぐ森づ くり事業（京の木生産 の森再生事業）」	に改め、	
「 (2) 豊かな森の恵み創 造事業 (3) 京の森林文化を守 り育てる支援事業」	特用林産物の生産基盤の整備及び生産に必要な施設の整備に要する経費 地域の文化と深く関わりのある森林又は地域のシンボルとなっている樹木の保全に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて 得た額以内の額 100万円以内

を削り、同表の3の項中「府内産木材の購入に要する経費その他の知事が別に定める経費」の右に「(ウの補助対象経費を除く。)」を加え、

「		する部分の経費 100分の25
を 「 ウ 木造設計タイプ」	府内産木材を使用した、民間の非住宅用途の木造建築物（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを除く。）の新築又は増築に係る設計に要する経費	する部分の経費 100分の25 建築物の延べ床面積1平方メートルにつき3,000円（3,000円に建築物の延べ床面積を乗じて得た額が300万円を超える場合は、300万円）以内の額

に改め、同表に次のように加える。

4 京の木流通モデル構築支援事業	次に掲げる要件の全てを満たすものとして知事の承認を受けている団体が実施する府内産木材の需給体制の構築に要する経費 (1) 木材の生産、加工又は利用の事業を行う事業者をそれぞれ1以上その構成員とすること。 (2) 府内産木材の需給体制の構築に向けた先導的な取組を行うこと。	500万円以内
------------------	---	---------

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和8年5月15日から施行する。



京都府告示第266号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第316号）が令和8年3月25日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和8年5月15日
京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市中京区の一部、東山区の一部、山科区の一部、南区の一部及び伏見区の一部、宇治市の一部、向日市の一部、八幡市の一部、京田辺市の一部、木津川市の一部、乙訓郡大山崎町の一部、久世郡久御山町の一部並びに相楽郡精華町の一部

京都府告示第267号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第363号）が令和8年3月23日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和8年5月15日
京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

船井郡京丹波町水戸町地先及び尻江地先

京都府告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第372号）が令和8年3月24日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和8年5月15日
京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市下京区の一部、南区の一部及び伏見区の一部、宇治市の一部、城陽市の一部、木津川市の一部、久世郡久御山町の一部並びに綴喜郡井手町の一部

京都府告示第269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第375号）が令和8年3月26日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和8年5月15日
京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市中京区の一部、下京区の一部、右京区の一部及び西京区の一部、亀岡市の一部、南丹市の一部並びに船井郡京丹波町の一部

京都府告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年5月15日から令和8年5月29日まで縦覧に供する。

令和8年5月15日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 綾部大江宮津線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
綾部市今田町神子田28の1から	前	最小 11.0 最大 11.8	23.5 m
	後	最小 11.0 最大 14.2	

- 4 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年5月15日から令和8年5月29日まで縦覧に供する。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 綾部大江宮津線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
綾部市今田町神子田28の1から 綾部市今田町神子田28の1まで	令和8年5月15日

- 4 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第272号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、京都府京都土木事務所に備えておく。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 河川の名称
一級河川淀川水系宇多川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和8年4月30日
- 3 廃川敷地等の位置
京都市右京区花園猪ノ毛町10番3
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 262平方メートル

京都府告示第273号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
49	地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6の7	京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）第2条第2号に規定する貸付金の返還金及びその遅延利息	令 8. 2. 16	令 8. 4. 1
50	株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8の27	〃	〃	〃
51	株式会社セイコマート	札幌市中央区南9条西5丁目421	〃	〃	〃
52	株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8の8	〃	〃	〃
53	株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1の21	〃	〃	〃
54	株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665の1	〃	〃	〃

55	ミニストップ株式会社	千葉市美浜区中瀬1丁目5の1	京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）第2条第2号に規定する貸付金の返還金及びその遅延利息	8. 2. 16	8. 4. 1
56	山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10の1	〃	〃	〃
57	株式会社ローン	東京都品川区大崎一丁目11の2	〃	〃	〃

公 府 告

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）第9条の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出があったが、その概要は、次の1のとおりである。

なお、条例第10条第1項の規定により、方法書の写しを次の2のとおり縦覧に供する。

おって、方法書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、次の3のとおり意見書の提出により意見を述べることができる。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 方法書の概要

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 乙訓環境衛生組合
 代表者 管理者 中小路 健吾
 所在地 乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 名 称 乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）
 種 類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の事業
 規 模 処理能力 123トン／日（5.125トン／時間）
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
 乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32
- (4) 環境影響評価を実施しようとする地域
 対象事業が実施されるべき区域の中心から半径2.8キロメートルの範囲

2 方法書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府総合政策環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町		午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
〃 乙訓保健所環境衛生課	向日市上植野町馬立8		
〃 山城北保健所環境課	宇治市宇治若森7の6		
京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		
〃 伏見区役所地域力推進室まちづくり担当	〃 伏見区鷹匠町39の2		

向日市環境産業部衛生環境課	向日市寺戸町中野20	令和8年5月15日 (金) から令和8年 6月15日 (月) まで	午前8時30分から午後5時15分 まで
長岡京市環境経済部環境政策室	長岡京市開田1丁目1の1		午前8時30分から正午まで及び 午後1時から午後5時まで
八幡市建設産業部産業振興室環境 政策課	八幡市八幡園内75		午前8時30分から正午まで及び 午後1時から午後5時15分まで
大山崎町環境事業部経済環境課	乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目 3		午前8時30分から正午まで及び 午後1時から午後5時まで
久御山町事業環境部産業・環境政 策課	久世郡久御山町島田ミスノ38		午前8時30分から午後5時15分 まで
乙訓環境衛生組合政策推進課	乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧 方32		午前9時から正午まで及び午後 1時から午後5時まで

3 意見書の提出期限及び提出先等

(1) 提出期限

令和8年6月29日(月)まで

(2) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総合政策環境部環境管理課指導係

(3) 提出の際の注意事項

ア 意見書には次に掲げる事項を記載すること。

- (ア) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (イ) 意見書の提出の対象である対象事業の名称
- (ウ) 方法書の内容についての環境の保全及び創造の見地からの意見

イ 意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

(4) その他

意見書の提出は、書面により行うほか、京都府・市町村共同電子申請サービス (https://apply.e-tumo.jp/pref-kyoto-u/offer/offerList_initDisplay) により行うことができる。



大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則(平成12年京都府規則第38号)第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
グンゼ開発株式会社

尼崎市塚口本町四丁目8番1号

代表取締役 西村 仁宏

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ダイレックス綾部店

綾部市青野町六反目12番1ほか

ウ 変更の内容

変更した 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日	変 更 理 由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	グンゼ開発株式会社 尼崎市塚口本町四丁目8番1号 代表取締役 熊田 誠	グンゼ開発株式会社 尼崎市塚口本町四丁目8番1号 代表取締役 西村 仁宏	令 8. 4. 1	代表者の変更のため

- (2) 届出年月日
令和8年4月23日
- (3) 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和8年5月15日から令和8年9月15日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
グンゼ開発株式会社
尼崎市塚口本町四丁目8番1号
代表取締役 西村 仁宏
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
あやベグゼタウンセンター
綾部市西町三丁目北大坪19番地
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	グンゼ開発株式会社 尼崎市塚口本町四丁目8番1号 代表取締役 熊田 誠	グンゼ開発株式会社 尼崎市塚口本町四丁目8番1号 代表取締役 西村 仁宏	令 8. 4. 1	代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社関西ケーズデンキ 水戸市城南二丁目7番5号 代表取締役 杉本 正彦	株式会社関西ケーズデンキ 水戸市城南二丁目7番5号 代表取締役 細川 裕一郎	7. 6. 19	

- (2) 届出年月日
令和8年4月15日
- (3) 縦覧場所
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和8年5月15日から令和8年9月15日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業計画（舞鶴地区）を定めるため、同法第17条第4項の規定により、当該事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、舞鶴市役所において当該事業計画の案を閲覧することができる。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 縦覧に供する書類の名称
特定漁港漁場整備事業計画（舞鶴地区）の案
- 2 縦覧期間
令和8年5月15日から令和8年6月4日まで
- 3 縦覧場所
京都府農林水産部水産課及び京都府水産事務所

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
寺尾道路株式会社
代表取締役 寺尾 知道
南丹市園部町小桜町二号4-5
- 2 林地開発行為の目的
事業場の設置（安定型産業廃棄物最終処分場）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
南丹市園部町上木崎町砂尻19ほか40筆（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
17.2ヘクタール
- 5 期間
令和8年11月18日から令和28年11月17日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置			埋立法面は幅2.0mの小段を設ける。 小段には排水路を設け、排水路にて調整池へ導く。 埋立完了後は植栽を行い、埋立地を保護する。
周辺道路の汚れ	開発区域と国道9号とが接する部分(次の図のとおり)	場内にタイヤ洗い場を設置 当該箇所を適宜清掃する。			
交通量の増加	〃	進入車両による車両停滞を防ぐため、国道9号上に右折レーンを設置 通勤、通学時間帯の交通混雑及び事故発生を避けるため、車両の出入時間は午前9時から午後5時までとする。			
騒音・振動の発生	最終処分場の埋立区域から100m以内の範囲(次の図のとおり)	ブルドーザーやバックホウについては、できるだけ排ガス対策型、低騒音・低振動型の機種を選択する。 著しい騒音・振動の発生を防止するため、場内走行速度の規制やアイドリングストップ、重機等のメンテナンスを行う。			
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれがある場合は、必要に応じて散水を行う。 ブルドーザーにより十分締め固めを行う。 最終覆土の厚さは50cmとする。			
臭気の発生	〃	基本的に、著しい臭気が発生するようなおそれがある廃棄物は取り扱わない。 万が一、著しい臭気が発生するようなおそれがある場合には、土砂により即日覆土を行う。 最終覆土の厚さは50cmとする。			
廃棄物の外部流出	〃	ブルドーザーにより十分締め固めを行う。 可燃性廃棄物が搬入された場合には、土砂により即日覆土を行う。 最終覆土の厚さは50cmとする。			
埋立法面の崩壊	最終処分場の埋立区域(次の図のとおり)	埋立法面は50%勾配とする。			

8 縦覧場所

- (1) 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
亀岡市荒塚町一丁目4の1
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 寺尾道路株式会社
南丹市園部町小桜町二号4-5

9 縦覧期間

令和8年5月15日(金)から令和8年6月15日(月)まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
令和8年5月15日(金)から令和8年6月15日(月)まで
- (2) 提出先
〒621-0851 亀岡市荒塚町一丁目4の1
京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年5月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
城陽市水主北垣内43、44の2の一部、市有地
(関連区域)
城陽市水主北垣内43の1、44の1、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市下京区岩上通高辻下の吉文字町448 クリス
タルグランツ京都高辻1階
わかば不動産株式会社

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年5月15日

京都府教育委員会
教育長 前川 明 範

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
令和8年度京都府立高等学校及び附属中学校コンピュータ教室情報教育機器等賃貸借業務
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結日から令和15年2月28日まで
 - (4) 履行場所
仕様書のとおり
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
京都府庁第3号館4階
京都府教育庁指導部教育DX推進課
電話番号 (075) 414-5693
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付等
 - ア 交付期間
令和8年5月15日（金）から令和8年6月1日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、京都府教育庁指導部教育DX推進課ホームページ<https://www.kyoto-be.ne.jp/ictkyoiku/cms/?p=1357>の入札情報からダウンロードすること。

- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律

第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされて
いないこと。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会
教育長(以下「教育長」という。)に申請書を提出し、
参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を
求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付場所等

ア 交付場所

2の(1)に同じ。

イ 交付期間

2の(2)のイに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を
随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

(2) 申請書の提出場所等

ア 提出場所

2の(1)に同じ。

イ 提出期間

2の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間
に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を
受け付けるものとするが、入札期日までに資格審
査の結果を通知することができないことがある。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければ
ならない。ただし、京都府の「令和7・8・9年
度物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者
名簿」に登録された事業者については、同名簿登
載通知の写しの提出をもって、(ア)から(イ)まで及び
(カ)に掲げる添付書類の提出に代えることができる。

(ア) 法人にあっては登記事項証明書の写し、個人
にあってはその者が制限行為能力者(未成年者、
成年被後見人、被保佐人及び民法(明治29年法
律第89号)第17条第1項の審判を受けた被補助
人)でないことの証明書及び破産手続開始の決
定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 営業経歴書

(オ) 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧

(カ) 法人にあっては財務諸表(貸借対照表、損益
計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算
書)、個人にあっては所得税の確定申告書の写
し

(キ) 取引使用印鑑届

(ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任
状及び受任者の身分証明書の写し

(ケ) 返信用封筒(第一種定型郵便物の封筒に住所、
氏名を記入し、110円切手を貼付したもの)

(コ) 一般競争入札参加資格審査申請書類調書
オ 資料等の提出

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)
を提出した者に対し、資格審査の公正を図るた
め、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出
を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負
担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登録

資格審査の結果、参加資格があると認定された者
は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名
簿に登録される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で
通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を
通知した日から令和9年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者(6の名簿に登録されなかつ
た者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更
があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申
請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育
長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあっては、氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのい
ずれかに該当するに至った場合においては、それぞれ
に掲げる者(3又は4の(1)のアからオまでのい
ずれかに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一
性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができ
ると教育長が認めたときに限り、その参加資格を
承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事するこ
とができなくなったときは、その2親等内の血族、
配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又
は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又
は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般
競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継
審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を
証する書面その他教育長が必要と認める書類を教育

長に提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産開始手続の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当し、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年6月26日（金）午前10時30分

イ 場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第3号館6階

京都府教育庁入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和8年6月25日（木）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

- (2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送等による入札

は認めない。

- (3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

- (4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

- (6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

免除する。

15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

- (2) 詳細は、入札説明書による。

- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

16 Summary

- (1) The name and quantity of the service

FY2026 Lease of ICT Equipment for Computer Classrooms at Kyoto Prefectural Senior High Schools and Attached Junior High Schools

- (2) Contract period
From the date of conclusion of the contract to February 28, 2033
- (3) Time limit for receiving tender by mail (not e-mail)
Thursday, June 25, 2026
- (4) The date, and place for the opening of tender
10:30 AM on Friday, June 26, 2026
Nyuusatsusitu (Bidding room), Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Prefectural Government, Building No.3 6F

- Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan
- (5) For further information
Education DX Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Prefectural Government, Building No.3 4F
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan
TEL (075) 414-5693

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の設立に係る事項は、次のとおりである。

令和8年5月15日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
地域政党はばたけ南丹有志の会	上躰 弘治	上躰 弘治	南丹市日吉町胡麻丁畑 11	令和7年12月3日
亀岡の未来を創る会	沼田 雅人	沼田サエ子	亀岡市篠町浄法寺菜萁谷 40	令和7年12月25日



京都府選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体届出事項の異動に係る事項は、次のとおりである。

令和8年5月15日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
京都維新の会	前原 誠司	会計責任者	畑本 義允	上倉 淑敬	令和7年9月1日
日本維新の会参議院京都府選挙区第1支部	新實 彰平	主たる事務所の所在地	京都市上京区石薬師町689の10	京都市上京区夷川町380の2	令和7年10月11日
自由民主党下京支部	下村 明	主たる事務所の所在地	京都市下京区楊梅通新町東入上柳町225 ランドマークシティ京都烏丸五条301	京都市下京区油小路通正面下る玉本町188 URBAN小路1階	令和7年11月11日
		代表者	下村 明	小巻 久美	
京都維新の会舞鶴市支部	廣瀬 昇	主たる事務所の所在地	舞鶴市浜2006の21	舞鶴市字北田辺126の1の1 広小路SKビル2階	令和7年12月1日
		会計責任者	福本 明日香	太田 あずさ	
れいわ新選組参議院京都府総支部	西郷 南海子	会計責任者	岡林 信一	池田 智子	令和7年12月9日
自由民主党綾部支部	高橋 輝	代表者	高橋 輝	四方 源太郎	令和7年12月14日
参政党京都府第5支部	竹中 卓雄	主たる事務所の所在地	舞鶴市字堂奥1406	宮津市獅子崎108の14	令和7年12月16日
		代表者	竹中 卓雄	澤 康弘	
		会計責任者	澤 康弘	竹中 卓雄	
参政党京都府第3支部	樋口 智	主たる事務所の所在地	京都市伏見区向島二の丸町151の30	乙訓郡大山崎町大山崎尻江58の10	令和7年12月16日
		代表者	樋口 智	伊集院 智	

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あいほら佳代子後援会	相原 佳代子	代表者	相原 佳代子	倉橋 武久	令和7年11月12日
酒井つねお後援会	酒井 常雄	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 〔公職の候補者の氏名及び公職の種類〕	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体 (参議院議員) 〔酒井常雄、参議院議員〕	令和7年11月13日
奥村文浩後援会	安田 吉孝	代表者	安田 吉孝	安田 隆	令和7年11月21日
活力京都宇治田原の会	原田 周一	主たる事務所の所在地	綴喜郡宇治田原町緑苑坂32の3	綴喜郡宇治田原町湯屋谷東塩谷33	令和7年11月1日
		代表者	原田 周一	浅田 晃弘	
		会計責任者	光島 善正	西谷 茂	
勝目やすしを囲む公認会計士の会	中野 雄介	主たる事務所の所在地	京都市上京区今出川通小川西入飛鳥井町268	京都市左京区田中下柳町41の1 Y O Uビル401	令和7年11月22日
		代表者	中野 雄介	山田 陽子	
		会計責任者	岩永 憲秀	土井 拓人	

活力京都城陽の会	岩 見 悦 明	主たる事務所の所在地	城陽市寺田中大小68	城陽市枇杷庄大堀66	令和7年11月14日
		代表者	岩 見 悦 明	堀 井 美 郎	
		会計責任者	堀 井 裕 司	古 瀬 善 啓	
西脇隆俊城陽後援会	岩 見 悦 明	主たる事務所の所在地	城陽市寺田中大小68	城陽市枇杷庄大堀66	令和7年11月14日
		代表者	岩 見 悦 明	堀 井 美 郎	
		会計責任者	堀 井 裕 司	生 駒 智 史	
与謝野懐仁会小牧よしあき後援会	小 牧 義 昭	名 称	与謝野懐仁会小牧よしあき後援会	懐 仁 会	令和7年12月1日
田中ひでお後援会	栗 山 正 隆	代 表 者	栗 山 正 隆	石 野 正 作	令和7年12月10日



京都府選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により政治団体から届出のあった政治団体の解散に係る事項は、次のとおりである。

令和8年5月15日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党京都府参議院選挙区第1総支部	酒 井 常 雄	令和7年10月31日
立憲民主党京都府参議院選挙区第2総支部	山 本 和 嘉 子	令和7年12月10日
れいわ新選組参議院京都府総支部	西 郷 南 海 子	令和7年12月25日

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
京都北神会	村 田 純 一	令和7年10月23日
元気かめおか	土 岐 新	令和7年12月26日
ひがなつみ京都府後援会	寺 本 武 史	令和7年11月30日
道本隆也後援会	道 本 隆 也	令和7年9月30日
森田幸子後援会	森 田 幸 子	令和7年11月30日



京都府選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和8年5月15日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

政治団体の収支報告書の要旨（解散団体分）
（単位 円）

（令和7年分）

国民民主党京都府参議院選挙区第1総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七
第一項第一号
公職の候補者の氏名 酒 井 常 雄
公職の候補者に係る公職の種類 参 議 院 議 員
報告年月日 令和7年11月13日
（令和7年10月31日解散）

1 収入総額	8,500,518
本年収入額	8,500,518
2 支出総額	8,500,518
3 本年収入の内訳	
寄 附	1,000,000
政治団体分	1,000,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	7,500,000
国民民主党	7,500,000
その他の収入	518
一件十万円未満のもの	518
4 支出の内訳	
経常経費	2,498,442

人件費	1,462,104			西島藤彦	100,000	綴喜郡井手町
光熱水費	60,974			年間五万円以下のもの		253,968
備品・消耗品費	680,200			(団体分)		
事務所費	295,164			日本商工連盟京都地区	100,000	京都市下京区
政治活動費	6,002,076			(政治団体分)		
組織活動費	8,090			山本わかこ後援会	2,199,732	〃 上京区
選挙関係費	2,000,000			年間五万円以下のもの		110,086
機関紙誌の発行 その他の事業費	3,063,585					
宣伝事業費	3,063,585					
寄附・交付金	930,401					
5 寄附の内訳 (政治団体分)				れいわ新選組参議院京都府総支部		
酒井つねお後援会	1,000,000	城陽市		国会議員関係政治団体の区分		法第十九条の七 第一項第二号
				公職の候補者の氏名		西郷南海子
				公職の候補者に係る公職の種類		参議院議員
				報告年月日		令和7年12月25日 (令和7年12月25日解散)
立憲民主党京都府参議院選挙区第2総支部				1 収入総額		13,423,653
国会議員関係政治団体の区分			法第十九条の七 第一項第一号	本年収入額		13,423,653
公職の候補者の氏名			山本和嘉子	2 支出総額		9,175,055
公職の候補者に係る公職の種類			参議院議員	翌年への繰越額		4,248,598
報告年月日			令和7年12月15日 (令和7年12月10日解散)	3 本年収入の内訳		
1 収入総額	26,560,524			寄附		10,745,653
前年繰越額	15,928			個人分		10,745,653
本年収入額	26,544,596			本部又は支部から供与された交付金 に係る収入		2,678,000
2 支出総額	26,560,524			れいわ新選組		2,678,000
3 本年収入の内訳				4 支出の内訳		
個人の党費・会費(166人)	166,000			経常経費		1,889,020
寄附	3,877,181			光熱水費		25,812
個人分	1,467,363			備品・消耗品費		846,514
団体分	100,000			事務所費		1,016,694
政治団体分	2,309,818			政治活動費		7,286,035
本部又は支部から供与された交付金 に係る収入	22,500,000			組織活動費		200,000
立憲民主党	22,500,000			選挙関係費		2,936,798
その他の収入	1,415			機関紙誌の発行 その他の事業費		1,467,473
一件十万円未満のもの	1,415			機関紙誌の発行事業費		1,467,473
4 支出の内訳				寄附・交付金		2,681,764
経常経費	11,390,542			5 寄附の内訳 (個人分)		
人件費	8,333,681			ブライス多佳子	190,000	京都市山科区
備品・消耗品費	1,333,587			井上保	100,000	仙台市
事務所費	1,723,274			稲葉真左巳	100,000	京都市西京区
政治活動費	15,169,982			岡野成美	100,000	堺市
組織活動費	2,187,638			吉留文明	69,000	北九州市
選挙関係費	661,300			宮崎紀久	110,000	名古屋市
機関紙誌の発行 その他の事業費	8,411,824			宮本徹	220,000	大阪市
機関紙誌の発行事業費	2,197,949			橋本弥江子	60,000	京都市右京区
宣伝事業費	6,213,875			原田たくや	100,000	〃 左京区
寄附・交付金	3,500,000			高尾威広	200,000	沖縄県沖縄市
その他の経費	409,220			佐野利治	100,000	名古屋市
5 寄附の内訳 (個人分)				坂光信夫	60,000	〃
山本和嘉子	1,113,395	京都市左京区		山本博美	110,000	大阪市

出口康夫	100,000	京都市東山区
小原伸子	200,000	〃 中京区
松尾匡	150,000	〃 左京区
上西俊	500,000	和歌山県和歌山市
森豊子	250,000	長崎県長崎市
陣屋重成	60,000	京都市北区
石倉昭彦	110,000	茨城県水戸市
川村和人	100,000	京都市南区
大野まり子	100,000	千葉県長柄町
竹内昭夫	100,000	山梨県北杜市
中村尚子	170,000	京都市左京区
渡部陽介	200,000	愛媛県松山市
渡邊正三	100,000	舞鶴市
嶋野定夫	150,000	千葉県茂原市
藤村純	200,000	神戸市
武藤達也	60,000	東京都北区
平田庄蔵	148,000	東京都西東京市
堀弘行	100,000	相模郡和東町
里美和夫	200,000	大阪府豊中市
鈴木正隆	100,000	東京都品川区
和賀正樹	300,000	神奈川県鎌倉市
年間五万円以下のもの		5,828,653

京都北神会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七 第一項第二号
公職の候補者の氏名	北神圭朗
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	令和7年11月11日 (令和7年10月23日解散)
1 収入総額	4,462,190
前年繰越額	4,457,522
本年収入額	4,668
2 支出総額	4,462,190
3 本年収入の内訳	
その他の収入	4,668
一件十万円未満のもの	4,668
4 支出の内訳	
経常経費	111,650
事務所費	111,650
政治活動費	4,350,540
組織活動費	179,355
寄附・交付金	4,171,185

道本隆也後援会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七 第一項第一号及び 第二号
公職の候補者の氏名	道本隆也
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	道本隆也
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	令和7年11月25日 (令和7年9月30日解散)

1 収入総額	681,492	
前年繰越額	7,927	
本年収入額	673,565	
2 支出総額	681,492	
3 本年収入の内訳		
寄附	673,405	
政治団体分	673,405	
その他の収入	160	
一件十万円未満のもの	160	
4 支出の内訳		
経常経費	681,492	
光熱水費	21,784	
備品・消耗品費	7,984	
事務所費	651,724	
5 寄附の内訳		
(政治団体分)		
京都維新の会	290,000	京都市伏見区
日本維新の会衆議院京都府第5選挙区支部	383,405	福知山市

森田幸子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	森田幸子
資金管理団体の届出に係る公職の種類	京丹波町議会議員
報告年月日	令和7年12月1日 (令和7年11月30日解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

元気かめおか

報告年月日	令和7年12月26日 (令和7年12月26日解散)
-------	------------------------------

1 収入総額	0
2 支出総額	0

ひがなつみ京都府後援会

報告年月日	令和7年12月1日 (令和7年11月30日解散)
-------	-----------------------------

1 収入総額	272,872
前年繰越額	272,448
本年収入額	424
2 支出総額	272,872
3 本年収入の内訳	
その他の収入	424
一件十万円未満のもの	424
4 支出の内訳	
政治活動費	272,872
組織活動費	43,233
寄附・交付金	229,639



京都府選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の指定に係る事項は、次のとおりである。

令和8年5月15日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
相原佳代子	京都府議会議員	あいはら佳代子後援会	城陽市富野南垣内1の50	令和7年11月12日



京都府選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の届出事項の異動に係る事項は、次のとおりである。

令和8年5月15日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
四方源太郎	丹州政治連盟	公職の種類	綾部市長	京都府議会議員	令和7年12月18日



京都府選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により届出のあった資金管理団体の指定の取消しに係る事項は、次のとおりである。

令和8年5月15日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	取消年月日
酒井常雄	酒井つねお後援会	城陽市寺田市ノ久保2の165	令和7年11月13日
森田幸子	森田幸子後援会	船井郡京丹波町須知狐塚18	令和7年11月30日
道本隆也	道本隆也後援会	福知山市字内記14の3	令和7年11月25日

人 事 委 員 会

京都府人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月15日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則102-20

京都府人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則

京都府人事委員会聴聞規則（京都府人事委員会規則2-3）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「京都府庁の掲示場に掲示すること」を「当該通知を公示の方法」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。